

あかし女性応援ねっと規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、あかし女性応援ねっとと称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の交流及び情報交換や研究を通じて本会及び地域における女性の活躍の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に規定する事業を行う。

- (1) 調査、研究
- (2) 情報の発信
- (3) 人材の育成
- (4) 行政機関及び諸団体との連携協力、意見交換及び提言
- (5) その他前条の目的を達成するため、必要な事業

第2章 会員及び役員

(会員の種類)

第4条 本会は、会員をもって組織するものとする。

2 本会は、明石市にゆかりがあり、第2条に規定する目的に賛同する個人又は団体をもって構成するものとする。

(入退会)

第5条 会員として入会及び退会を希望するものは、代表に届出するものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会及び退会を認めなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 団体が解散、廃業等により存在しなくなったとき。

3 会員が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、会員の資格を抹消する、又は入会を承認しないことができる。

(1) 暴力団、暴力団関係団体（関係者）、社会的標榜団体、政治活動標榜団体その他反社会的勢力またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力等」という。）又はそのおそれがあると判断したとき。

(2) 本会の活動又は会員の本会に係る活動を妨げる又は妨げるおそれがあると運営委員会が判断したとき。

（入会金及び会費）

第6条 代表は、運営委員会において別に定める入会金及び会費を徴収することができる。

2 既に徴収した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

（運営委員及び定数）

第7条 本会は、運営委員を概ね8名以上20名以下を選任する。

2 運営委員は、運営委員会において会員から選出するものとし、任期は2年とする。

（役員及び定数）

第8条 本会は次の各号に規定する役員を置く。

(1) 代表 1名以上3名以下

(2) 副代表 1名以上3名以下

(3) 事務局長 1名

(4) 監査役 1名以上3名以下

2 役員は、運営委員会において運営委員から選出された個人とする。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 役員が次の各号の一に該当するときは、所定の手続きにより解任することができる。この場合、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 種々の事情により、職務の遂行に堪えない認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

（役員の業務）

第9条 役員は、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 代表 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副代表 代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長 事務局運営に関する業務を総理する。
- (4) 監査役 会計及び業務の執行状況を監査し、必要と認めるときは総会及び運営委員会において意見を述べることができる。

第3章 機関

(議決機関)

第10条 本会の議決機関として会員総会及び運営委員会を置くものとする。

(会員総会及び付議事項)

第11条 会員総会は全会員を以て構成する。

2 定期会員総会は、毎年1回開催するものとし、第14条に規定する運営委員会が招集する。

3 臨時会員総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認めるとき。
- (2) 3分の1以上の会員が書面をもって請求するとき。

4 会員総会の招集は、運営委員会が日時、場所並びに会議の目的たる事項を示し、少なくとも30日前に全会員に通知する。

5 次の事項は会員総会に付議しなければならない。

- (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (2) 規約の変更に関すること。
- (3) その他特に重要な事項。

6 会員総会は、運営委員会が招集する。

7 議長は、運営委員会において、運営委員から選任された者とする。

(会員総会の定足数)

第12条 会員総会は、会員の3分の1をもって成立するものとする。

(会員総会の議決)

第13条 会員総会における議決権は、会員1名又は1団体につき1個と

する。

2 会員総会の議決は、出席した会員の過半数の同意をもってこれを行う。
なお、賛否同数の場合は、議長がこれを決するものとする。

3 会員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、
書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この
場合において、前条及び本条第1項、前項の適用については、これを出
席したものとみなす。

(運営委員会及び審議事項)

第14条 運営委員会は、運営委員で構成する。

2 運営委員会は定例会議、及び必要に応じて臨時会議を開催するものとする。

3 運営委員会は、次の事項について審議決定する。

(1) 第11条に規定する会員総会における付議事項。

(2) 運営委員及び役員の選任に関すること。

(3) 本会の事業計画及び収支予算。

(4) 次条に規定する研究会の発足に関すること。

(5) 第18条第3項に規定する研究会からの報告、提案等に係る、会
員への情報の提供に関すること。

(6) 第3条各号に規定する事業の実施に関すること。

(7) 第17条に規定する顧問の選出、委嘱にあたる承認及び委嘱に関
すること。

(8) 会員総会に付議すべき事項以外の重要なこと。

(9) 会員総会に付議すべき事項のうち、会員総会を招集することがで
きない場合の緊急処理事項。ただし、当該審議以降、最初に開催する
会員総会において承認を得るものとする。

4 運営委員会は、女性の活躍推進に係る先進的又は模範となる事例の収
集及び研究会からの報告、提案等を集約し、会員へ情報の周知及び提案
を行う。

5 運営委員会は、必要に応じて、前項に規定する情報を市民へ周知及び
行政へ提言する。

6 議長は、代表が務めるものとし、運営委員会は、議長が招集するもの

とする。

（運営委員会の定足数）

第15条 運営委員会は、運営委員の2分の1をもって成立するものとする。

（運営委員会の議決）

第16条 運営委員会の議決は、出席した運営委員の過半数の同意をもってこれを行う。なお、賛否同数の場合は、議長がこれを決するものとする。

2 運営委員会に出席できない運営委員は、代理人に議決権を委任することができる。この場合において、前条及び前項の適用については、これを出席したものとみなす。

（顧問）

第17条 運営委員会は、必要に応じ顧問を選出し、委嘱できる。委嘱にあたっては、運営委員会の承認を得るものとする。

2 顧問の任期は、運営委員会が必要と認める期間とし、当該役員の任期期間を超えてはならない。ただし、再任を妨げない。

3 顧問は、運営委員会に出席し意見を述べることができる。

（研究会）

第18条 研究会は、第3条各号に規定する事業を実施するための個別課題等について調査及び研究を行うことを目的に、5名以上の会員によって構成する団体をいう。

2 会員が研究会を発足する場合は、代表に届け出し、運営委員会の承認を得なければならない。

3 研究会は、調査及び研究から得た情報及び成果を、運営委員会へ報告、提案等を行う。

4 研究会は、参加する会員から代表者を1名選出するものとする。

（研究会の入退会）

第19条 研究会の入会及び退会を希望するものは、研究会の代表者に届け出なければならない。

2 研究会の代表者は、所属会員に変更が生じた場合は、代表に届け出なければならない。

第4章 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収支予算の作成)

第21条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに作成し、運営委員会の議決を得るものとする。

(事業報告及び決算)

第22条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後に作成し、運営委員会は、総会の議決を得るものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第23条 本会の事務局は、市民生活局市民協働推進室インクルーシブ推進課に置く。

(附 則)

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この規約は、令和6年4月1日から施行する。